

平成二十九年十二月一日受領
答 弁 第 四 八 号

内閣衆質一九五第四八号

平成二十九年十二月一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員大西健介君提出I型糖尿病患者の障害基礎年金の「打ち切り」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出Ⅰ型糖尿病患者の障害基礎年金の「打ち切り」に関する質問に対する答弁書

御指摘の「詳しい説明」及び「障害基礎年金の支給を打ち切る」の意味するところが必ずしも明らかでないが、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三十六条第二項の規定等に基づき障害基礎年金の支給を停止する場合には、「障害の状態が、一級または二級の障害基礎年金を受け取れる程度ではなくなつたため、年金の支払いを停止しました。」等の支給停止の理由を年金額の変更に係る通知書に必ず記載して通知することとしている。